

○ 千葉県廃棄物処理計画について

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、県内における廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項等に関して県が定めるもの。
- ・ 現計画である第10次千葉県廃棄物処理計画（計画期間：令和3～7年度）が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に次期計画である第11次千葉県廃棄物処理計画（計画期間：令和8～12年度）を策定する。

○ 千葉県食品ロス削減推進計画について

- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定により、食品ロスの削減の推進に関する事項について廃棄物処理計画と調和を保ちながら、県が定めるもの。
- ・ 第10次千葉県廃棄物処理計画（計画期間：令和3～7年度）を食品ロス削減推進計画として位置づけていることから、廃棄物処理計画と同様に令和7年度中に次期計画（計画期間：令和8～12年度）を策定する。

第11次千葉県廃棄物処理計画及び次期千葉県食品ロス削減推進計画の策定について

○ 千葉県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）での審議

- ・ 両計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、千葉県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）の意見を聴いた上で、策定する。

○ 策定までのスケジュール

- ・ 令和7年 7月 環境審議会廃棄物・リサイクル部会 基本方針及び骨子案の審議
- ・ 令和7年 10月 環境審議会廃棄物・リサイクル部会 素案の審議
- ・ 令和7年 12月 パブリックコメント（PC）の実施・市町村への意見聴取
- ・ 令和8年1～2月 環境審議会廃棄物・リサイクル部会 PCを踏まえた処理計画（最終案）の審議
- ・ 令和8年 3月 計画策定・公表